

## 災害時情報共有システムについて（概要）

### （災害時情報共有システム）

災害時における介護施設等の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能を追加し、令和3年度から運用開始されました。

災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省が、介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」を登録します。（例：令和 年 台風 号 等）

その後、国・県・市町等から介護施設等へメール等により報告が可能となったことの連絡を行い、各介護施設等は被害状況の有無等をシステムで報告します。

国・県・市町等はシステムの被災状況集計機能を活用し、被害状況を確認することが可能となり、迅速で適切な支援に役立てることが出来ます。

災害時情報共有システムが運用開始されても、従来の介護施設等から市町への被災状況の報告等が不要となるわけではありませんのでご注意ください。

システムが稼働しない場合等には、従来どおりエクセル様式「社会福祉施設等の被災状況整理表」による報告が必要となります。

### 1 対象施設について

- (1) 短期入所生活介護事業所
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 認知症高齢者グループホーム
- (4) 介護老人保健施設
- (5) 介護医療院
- (6) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (8) 養護老人ホーム
- (9) 軽費老人ホーム
- (10) 生活支援ハウス
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付き高齢者向け住宅

### 2 災害時情報共有システムへの施設情報の登録等について

災害発生時に迅速かつ正確に被災状況等を把握し、適切な支援につなげるため、平時から当該システムに正確な情報を登録しておく必要があります。

#### (1) 施設情報の登録等について

介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所（特定施設を除く。上記1(1)～(7)で前年の介護報酬収入年額100万円超の事業所）

- ・ 情報公表システムのID（事業所番号）とパスワードにより利用することができます。（別途登録をする必要はありません。）

介護サービス情報公表対象外の介護施設等（上記1(1)～(7)で前年の介護報酬収入年額100

万円以下の事業所)

- ・ 県において、「社会福祉施設等の被災状況整理表」をもとに災害時情報共有システムに施設情報等を登録し、被災確認対象事業所番号(当該システム利用のため施設毎に県で13桁の任意の番号を設定)及びパスワードを発行し、市町を経由して通知しています。(IDは事業所番号ではありません。)

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

- ・ (介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず、県において、「社会福祉施設等の被災状況整理表」をもとに災害時情報共有システムに施設情報等を登録し、被災確認対象事業所番号及びパスワードを発行し、市町を経由して通知しています。
  - ・ なお、有料老人ホームについては「生活関連情報管理システム」に、サービス付き高齢者向け住宅は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」に登録されている情報を活用して登録されています。
- ( 現時点、佐世保市内の有料老人ホームについては、ID・パスワードは未発行となっています。発行でき次第、佐世保市から案内がありますのでお待ちください。)

ID・パスワードの通知後は、各施設において速やかにパスワードを変更し、適切に管理していただきますようお願いいたします。

## (2) 災害時情報共有システムへの登録項目

- ・ 事業所番号 あるいは 被災確認対象事業所番号
- ・ パスワード
- ・ 事業所名称
- ・ 事業所住所
- ・ 担当者
- ・ 電話番号
- ・ メールアドレス
- ・ 緊急連絡先(担当者、電話番号、メールアドレス)

これらの項目は、システム登録上、全て必須項目に設定されています。

そのため、メールアドレスを「なし」と回答している施設・事業所等は、仮で任意の英数字を入力している状況のため、修正が必要です。

## (3) 施設情報の更新について

災害時情報共有システムに登録されている施設情報は最新のものとなっている必要があるため、修正等がある場合は随時更新を行ってください。

## 3 災害時情報共有システムのログイン画面 URL、操作マニュアルについて

- ・ システムログイン画面 URL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/42/>

- ・事業所向けマニュアル（被災状況報告編）

[https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action\\_houkoku\\_static\\_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true)

#### 4 災害発生時の対応について（別紙1「災害発生時のフロー」、及び別紙2「被災状況報告項目」を参照ください。）

##### (1) 国における災害情報の登録

- ・災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省は災害時情報共有システムに介護施設・事業所等の被害情報の報告先となる「災害情報」を登録します。（例：令和〇年 台風〇号、令和〇年〇月豪雨）
- ・災害情報登録後、厚生労働省から県宛てに災害情報を登録した旨の連絡がメール等で行われます。

##### (2) 県・市町による介護施設等に対する連絡

- ・県は、速やかに管内の市町・介護施設等に対し、メール等によりシステム上で被害状況の報告が可能となったことを連絡します。

##### (3) 介護施設等における被害状況の報告

- ・県・市町から連絡を受けた後、介護施設等は被害状況をシステム上で報告します。
- ・報告項目のうち、必須項目については全てを選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき報告をお願いします。
- ・被害が甚大で施設から報告できない場合や、通信手段の途絶等により介護施設・事業所等における報告が困難な場合には、県・市町や関係団体等による現地確認等を通じて把握した情報に基づき、代理入力することも可能です。

なお、本システムが運用開始されても、従来の介護施設・事業所から市町への被災状況の報告が不要となるわけではありませんのでご注意ください。また、災害時情報共有システムが使用できない場合などには従来どおりエクセル様式「社会福祉施設等の被災状況整理表」による報告をお願いいたします。

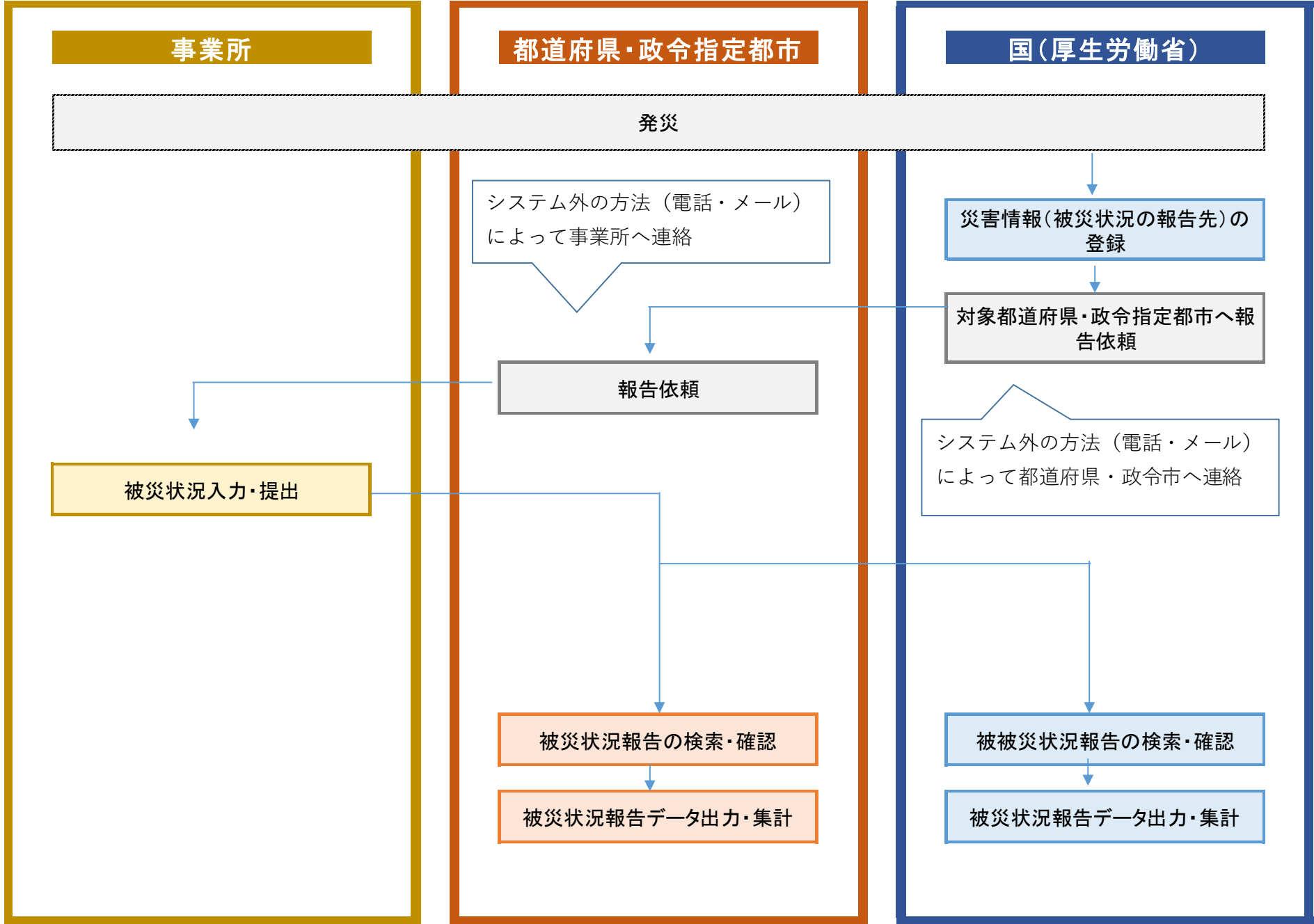
# 災害時情報共有システム（災害発生時のフロー）

システム外の業務

事業所のシステム操作

都道府県・政令指定都市のシステム操作

国のシステム操作



## 災害時情報共有システム 被災状況報告項目①

人的被害の状況		選択式	(01) 人的被害なし (02) 人的被害あり	必須入力
		入力式	(02-1) 負傷者 ●●人 (02-1-2) 重傷者(医療機関への搬送又は受診が必要)●●人 (02-3) 軽傷者(医療機関への搬送又は受診が不要)●●人	任意入力
			(02-2) 死亡者 ●●人	
			(02-3) 行方不明者 ●●人	
建物被害の状況	被害の規模	選択式	(01) 被害なし (02) 軽微な被害あり(推定被害80万円未満) (03) 重大な被害あり(推定被害80万円以上)	必須入力
		被害の内容	選択式	(01) 建物損壊 (01-1) 全壊 (01-2) 大規模半壊 (01-3) 半壊 (01-4) 一部損壊 (01-5) 未定 (02) 浸水被害 (02-1) 床上浸水 (02-2) 床下浸水 (03) 雨漏り被害 (04) その他 ※複数選択可
	記述式		※建物被害の内容・建物被害があった場所等の詳細	任意入力
	記述式		※建物被害の内容・建物被害があった場所等の詳細	任意入力
避難・開所の状況	入所施設	選択式	(01) 避難の必要性なし	必須入力
			(02) 避難の必要性あり (02-1) 避難先の確保が困難 (02-2) 避難先を調整中 (02-3) 避難中	任意入力
			(02-3-1) 避難先施設の所在市町村 ※プルダウン選択式 (●●県 ●●市)	任意入力
		(02-3-2) 避難先施設種別 (01) 他施設 (02) 避難所 (03) 病院 (04) その他	任意入力	
		記述式	(02-3-3) 避難先施設の名称	任意入力
		記述式	(03) 避難の状況の詳細	任意入力
	入所施設以外	選択式	(01) 支障なし(開所) (02) 支障あり(閉所中) (02-1) 代替受入先なし・代替受入先調整中 (02-2) 代替受入先あり (02-2-1) 代替受入先施設の所在市町村 ※プルダウン選択式 (●●県 ●●市)	必須入力※
			(02-2-2) 代替受入先施設の名称	任意入力
			(03) 開所の状況の詳細	任意入力
		記述式	(03) 開所の状況の詳細	任意入力
必要な人的支援の状況	選択式	(01) 介護職員 (02) その他の職種(※看護師等) (03) ボランティア ※複数選択可	任意入力	
	記述式	※必要な人数・状況等の詳細	任意入力	

# 災害時情報共有システム 被災状況報告項目②

ライフライン等の状況 及び必要な支援の状況	電気の状況	選択式	(01) 停電なし	<b>必須入力</b>	
			(02) 停電あり		
			(02-1) 非常用自家発電なし		<b>任意入力</b>
			(02-2) 非常用自家発電あり		
			(02-2-1) 燃料が十分ある、もしくは定期的に補充可能		<b>任意入力</b>
			(02-2-2) 燃料が2～3日分しかなく、その後については燃料確保の見通しなし		
	(02-2-3) 今日の確保にも支障がある				
	電源車の支援	選択式	(01) 支援を要請（高圧） (02) 支援を要請（低圧） (03) 支援を要請（電圧不明） (04) 支援不要	<b>任意入力</b>	
			(01-1) 支援到着 (01-2) 支援未到着	<b>任意入力</b>	
			(02-1) 支援到着 (02-2) 支援未到着	<b>任意入力</b>	
	水道の状況	選択式	(01) 断水なし	<b>必須入力</b>	
			(02) 断水あり		
			(02-1) 応急給水可能な受水槽・井戸設備なし		<b>任意入力</b>
			(02-2) 応急給水可能な受水槽・井戸設備あり		
		飲料水の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	<b>任意入力</b>
				(02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし	
				(03) 本日分の確保にも支障がある	
		生活用水の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	<b>任意入力</b>
				(02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし	
(03) 本日分の確保にも支障がある					
トイレの状況		選択式	(01) 使用可能	<b>任意入力</b>	
			(02) 使用不可		
	(02-1) 応急対応可能な代替設備なし		<b>任意入力</b>		
	(02-2) 応急対応可能な代替設備あり				
給水車の支援	選択式	(01) 支援を要請 (02) 支援不要	<b>任意入力</b>		
		(01-1) 支援到着 (01-2) 支援未到着	<b>任意入力</b>		
ガスの状況	選択式	(01) 供給あり	<b>必須入力</b>		
		(02) 供給なし			
		(02-1) 応急可能な代替設備なし		<b>任意入力</b>	
		(02-2) 応急可能な代替設備あり			
冷暖房の状況	選択式	(01) 使用可能	<b>必須入力</b>		
		(02) 使用不可			

## 災害時情報共有システム 被災状況報告項目③

物資の状況	支援が必要な物資	選択式	(01) 食料 (02) 飲料水 (03) 薬 (04) おむつ (05) 衣服 (06) 毛布 (07) マスク (08) 消毒液 (09) その他 ※複数選択可	任意入力
		記述式	※支援が必要な物資の内容・数量等の詳細	任意入力
	食料の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	任意入力
			(02) 2～3日しかなく、その後については確保の見通しなし	
			(03) 本日分の確保にも支障がある	
	燃料（灯油・ガソリン）の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	任意入力
(02) 2～3日しかなく、その後については確保の見通しなし				
(03) 本日分の確保にも支障がある				
医療機器等の故障の状況	記述式	※医療機器等の故障の状況の詳細	任意入力	

# 災害時情報共有システム 物資の報告

物資の報告	マスク	選択式	なし あり	任意入力
		記述式	●●付物	任意入力
	サージカルマスク	選択式	なし あり	任意入力
		記述式	●●付物	任意入力
	消毒液	選択式	なし あり	任意入力
		記述式	●●付物	任意入力
	手袋	選択式	なし あり	任意入力
		記述式	●●付物	任意入力
	ガウン	選択式	なし あり	任意入力
		記述式	●●付物	任意入力
	フェイスシールド	選択式	なし あり	任意入力
		記述式	●●付物	任意入力
ゴーグル	選択式	なし あり	任意入力	
	記述式	●●付物	任意入力	
キャップ	選択式	なし あり	任意入力	
	記述式	●●付物	任意入力	
体温計(非接触型含む)	選択式	なし あり	任意入力	
	記述式	●●付物	任意入力	
パルスオキシメーター	選択式	なし あり	任意入力	
	記述式	●●付物	任意入力	
その他	記述式	必要な物資を自由記述	任意入力	



# 災害時情報共有システム 新型コロナウイルス感染症の施設内感染対策のための自主点検項目

高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検	1) 感染症対応力向上	チェック	①手指消毒の励行、定期的な換気を行っている	任意入力
		チェック	②職員の日々の健康管理を行っている	任意入力
		チェック	③入所者の日々の健康管理を行っている	任意入力
		チェック	④防護具の着脱方法の確認を行った	任意入力
		チェック	⑤清掃などの環境整備を行っている	任意入力
		チェック	⑥主な職員が動画「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」等を視聴した	任意入力
		チェック	⑦新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)について職員に周知を行った	任意入力
	2) 物資の確保	チェック	⑧在庫量と使用量・必要量を確認した	任意入力
		チェック	⑨一定量の備蓄を行っている	任意入力
	3) 関係者の連絡先の確認	チェック	⑩感染対策にかかる関係者の連絡先を確認している	任意入力
	4) 感染者発生時のシミュレーション	チェック	⑪個室管理、生活空間の区分けの検討を行った	任意入力
		チェック	⑫勤務体制の変更、人員確保の検討を行った	任意入力
		チェック	⑬検体採取場所の検討を行った	任意入力
	5) 情報提供	チェック	⑭感染者発生時の対応方針について入所者、家族と共有している	任意入力
		チェック	⑮感染者発生時の対応方針について協力医療機関と共有している	任意入力

## 避難確保計画の作成義務について

令和 4 年 9 月  
長崎県土木部河川課  
長崎県土木部砂防課

### ●避難確保計画作成の義務化

毎年のように発生する豪雨災害等により人的被害が発生している  
→水防法・土砂災害防止法が改正（H29.6.19）

#### 避難確保計画作成の義務化

浸水や土砂災害の被害等が予想される地区に立地する要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、

- ・避難確保計画の作成
- ・作成した避難確保計画に基づく避難訓練の実施

が義務づけられた。（法律上、義務を負う）

#### 義務化の後も高齢者施設等で人的被害が発生

例）令和 2 年 7 月豪雨

- ・熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」の被害
  - ・施設 1 階が水没（浸水約 3m）し、入所者 65 名のうち 14 名が死亡
- 令和 3 年 7 月 改正水防法、改正土砂災害防止法の施行  
（避難訓練報告の義務化、市町村による助言・勧告制度の創設）



出典：国土交通省ホームページより

## ●各施設が義務を負うまでの流れ

1. 県が洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域を公表・指定（県 HP で公表）  
（洪水浸水想定区域）（土砂災害警戒区域）
  - ・ 県内の 65 河川で指定済み（うち、35 河川は R4.7.1 指定）
  - ・ 小値賀町を除く 20 市町に指定あり（小値賀町には二級河川なし）

・ 区域指定については、今後も追加指定を進めていく予定。

2. 市町は洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の区域内にある要配慮者利用施設を地域防災計画書に記載（施設の名称、所在地等）

3. 地域防災計画書に記載された時点で、施設管理者等は避難確保計画作成の義務を負う

・ 管理・所有している各施設が地域防災計画書に記載されているかを確認  
・ 現在記載がされていない場合も、今後の地域防災計画書更新時に追記される場合もあるため随時確認を

### 4.施設管理者等の義務

- ・ 避難確保計画の作成（作成後は市町へ報告）
- ・ 作成した避難確保計画に基づく避難訓練の実施

・ 対象施設は、早急に避難確保計画の作成へ着手いただき、市町への提出を  
・ 提出後は避難訓練を実施  
・ 適宜見直しやチェックを実施

## ●関係機関の連携強化について

作成にあたってご不明な点があれば、随時ご相談ください。

- ・ 県や市町において各施設を所管している課
- ・ 市町の防災部局：防災情報等について
- ・ 県河川課：洪水浸水想定区域等について
- ・ 県砂防課：土砂災害警戒区域等について

対象施設だけに避難確保計画作成を任せるのではなく、各関係機関も連携を図りながら対象施設へのサポートに努めることとしております。

<洪水にかかる要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況（R4.3.31 時点）>

市町	要配慮者利用施設の避難確保計画			市町	要配慮者利用施設の避難確保計画		
	対象施設数 河川	作成済み数 河川	作成済み% 河川		対象施設数 河川	作成済み数 河川	作成済み% 河川
長崎市	163	103	63%	五島市	0	0	-
長与町	23	21	91%	新上五島町	5	1	20%
時津町	6	5	83%	壱岐市	0	0	-
諫早市	105	79	75%	対馬市	3	3	100%
大村市	81	77	95%	計	761	421	—
島原市	0	0	-		河川	55	%
雲仙市	1	1	100%				
南島原市	11	11	100%				
佐世保市	294	92	31%				
佐々町	25	0	0%				
平戸市	0	0	-				
松浦市	6	6	100%				
西海市	3	3	100%				
東彼杵町	12	12	100%				
川棚町	4	4	100%				
波佐見町	19	3	16%				

<土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況（R4.3.31 時点）>

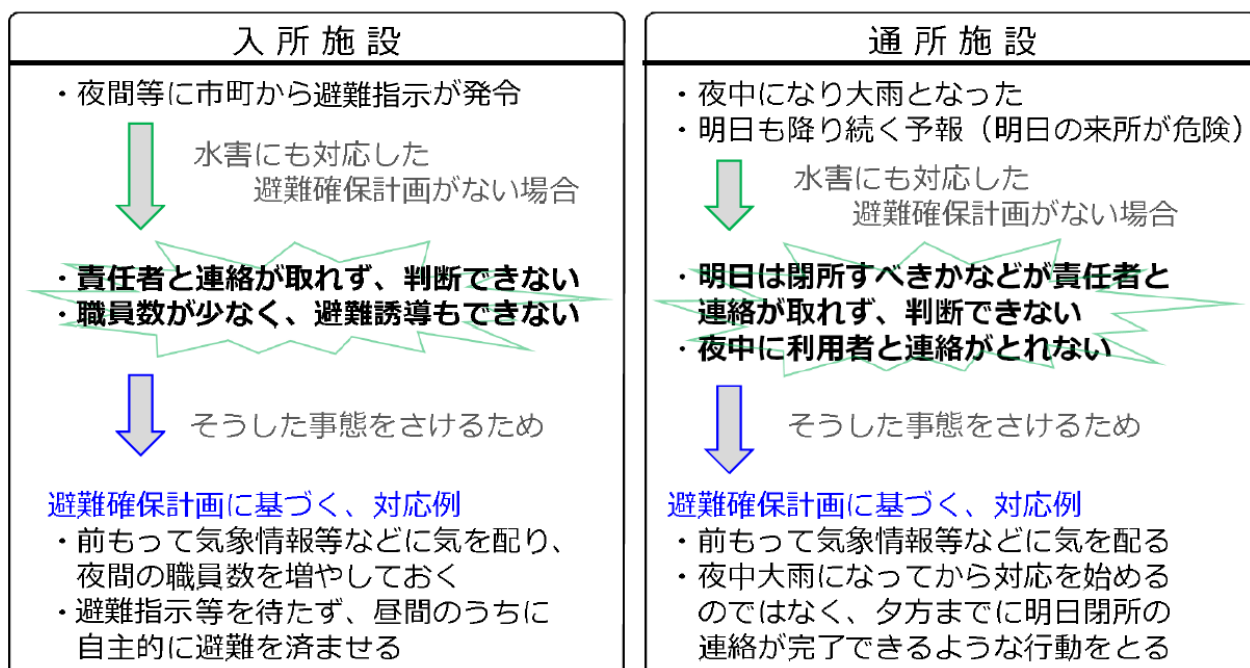
市町村	地域防災計画に 位置付けられている施設数	避難確保計画を作成している 施設数	作成率 (%)
長崎市	321	277	86.2
佐世保市	99	62	62.6
島原市	5	2	0.0
諫早市	69	64	92.7
大村市	19	12	63.1
平戸市	0	0	0.0
松浦市	6	6	100.0
対馬市	48	1	2.0
壱岐市	18	17	94.4
五島市	28	28	100.0
西海市	50	0	0.0
雲仙市	32	13	40.6
南島原市	17	15	88.2
長与町	8	7	0.0
時津町	0	0	0.0
東彼杵町	4	4	100.0
川棚町	0	0	0.0
波佐見町	18	1	5.5
小値賀町	0	0	0.0
佐々町	0	0	0.0
新上五島町	53	0	0.0
合計	795	509	64.0

今年度も既に市町の地域防災計画書が更新され、現在は既に対象施設数が増えているものと思われます。

各施設におかれましては、避難確保計画作成の義務を負っているかどうか、必ずご確認ください。

対象施設は早急に対応をお願いいたします。

## 緊急の対応を求められるのは、次の台風接近時かもしれません



「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」ものとして、適時適切な避難行動が重要視されています。

円滑・迅速な避難体制を確保いただくため、対象施設におかれましては法に基づき、適切な対応をお願いいたします。

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

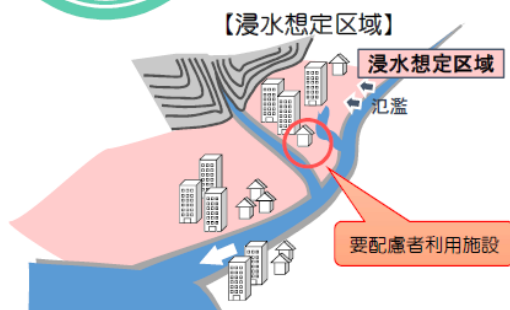
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

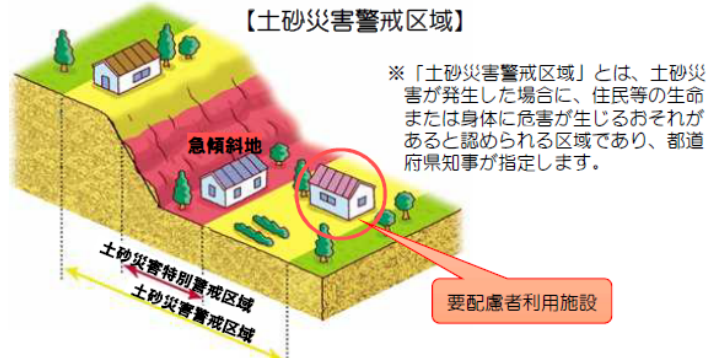
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- (社会福祉施設)
  - ・老人福祉施設
  - ・有料老人ホーム
  - ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
  - ・身体障害者社会参加支援施設
  - ・障害者支援施設
  - ・地域活動支援センター
  - ・福祉ホーム
  - ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
  - ・保護施設
- (学校)
  - ・幼稚園
  - ・義務教育学校
  - ・小学校
  - ・中学校
  - ・特別支援学校
  - ・高等学校
  - ・中等教育学校
  - ・専修学校（高等課程を置くもの）
- (医療施設)
  - ・児童福祉施設
  - ・障害児通所支援事業の用に供する施設
  - ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
  - ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
  - ・子育て短期支援事業の用に供する施設
  - ・一時預かり事業の用に供する施設
  - ・児童相談所
  - ・母子・父子福祉施設
  - ・母子健康包括支援センター 等
  - ・病院
  - ・診療所
  - ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

## 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

### 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3

### 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



#### 【問い合わせ先】

市町地域防災計画・ハザードマップに関すること

施設が所在する市町の防災部局へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に関すること

県の各振興局の管理担当課へお問い合わせください。

法律に関すること・その他全般的なこと

水防法や河川全般について

：県庁土木部河川課

TEL 095-823-3280

土砂災害防止法や土砂災害全般について

：県庁土木部砂防課

TEL 095-820-4788

# 避難確保計画にかかる各種情報（国土交通省ホームページ）

- 国土交通省のホームページの該当箇所を開く。

→ 国土交通省 要配慮者利用施設 で 検索

(URL <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>)


YouTube    

ホーム ● 国土交通省について ● 報道・広報 ● 政策・法令・予算 ● 白書・オープンデータ ● お問い合わせ・申請

防災

水管理・国土保全トップ 河川 ダム 砂防 海岸 水資源 下水道 防災 環境 利用 国際 情報・技術

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 防災 > 自衛水防(企業防災) > 要配慮者利用施設の浸水対策

メニュー
自衛水防(企業防災)  
トップ
地下空間の  
浸水対策
要配慮者利用施設の  
浸水対策
工場・事務所等の  
浸水対策
災害情報普及  
支援室一覧

## 要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。



### お知らせ

令和3年6月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。これに伴い、手引き等に記載されている「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」は「警戒レベル3 高齢者等避難」に、「警戒レベル4 避難勧告、避難指示(緊急)」は「警戒レベル4 避難指示」に、「警戒レベル5 災害発生情報」は「警戒レベル5 緊急安全確保」に読み替えていただきますようお願いいたします。

### 全国の取り組み状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(令和4年3月31日現在)(令和4年7月26日修正)

- 水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 111,954
- うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 92,716
- [都道府県別の作成状況\(PDF:83.3KB\)](#)
- [市町村別の作成状況\(PDF:320KB\)](#)
- [都道府県別の作成状況\(グラフ\)\(PDF:259KB\)](#)

- 過去の作成状況
- 令和3年9月30日現在
  - [都道府県別の作成状況\(PDF:35KB\)](#)
  - [市町村別の作成状況\(PDF:179KB\)](#)
- 令和3年3月31日現在
  - [都道府県別の作成状況\(PDF:35KB\)](#)
  - [市町村別の作成状況\(PDF:173KB\)](#)

- 計画の作成推移
- [作成推移\(令和4年3月31日現在\)\(PDF:1.7MB\)](#)

### 避難確保計画の作成・活用の手引き・資料

- 避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年7月26日修正)
- 様式編
  - [社会福祉施設\(XLSX:1.7MB\)](#)
  - [学校\(XLSX:1.8MB\)](#)
  - [医療施設\(XLSX:1.8MB\)](#)
- 記載例
  - [社会福祉施設\(PDF4.2MB\)](#)
  - [学校\(PDF7.6MB\)](#)
  - [医療施設\(PDF7.8MB\)](#)
- 要配慮者利用施設における避難確保に関する資料
  - ナレーション付き動画(約21分)(YouTube)
  - テキスト(PDF5.2MB)(PPTX2.8MB)
- 動画
  - 避難確保計画の作成・活用について(制度の概要や手引きの改定について)(約7分)(YouTube) NEW

- 避難確保計画作成の手引き
- 避難確保計画の様式
- 実際の作成事例

などの各種情報の掲載があります。

対象施設の皆様は是非一度ご覧ください。

この HP についてご不明な点は、以下へお問い合わせ下さい。

洪水浸水災害について：県庁河川課

土砂災害について：県庁砂防課



# 防災気象情報の活用

— 気象災害から身を守るために —

介護サービス事業者向け説明会資料  
令和4年9月12・13・15・16日 長崎地方気象台

# 防災気象情報の活用

-気象災害から身を守るために-



## 説明内容

1. 近年の気象災害と大雨の特徴
2. 地域の災害特性を知る
3. 防災気象情報を知る
4. 気象情報の入手方法

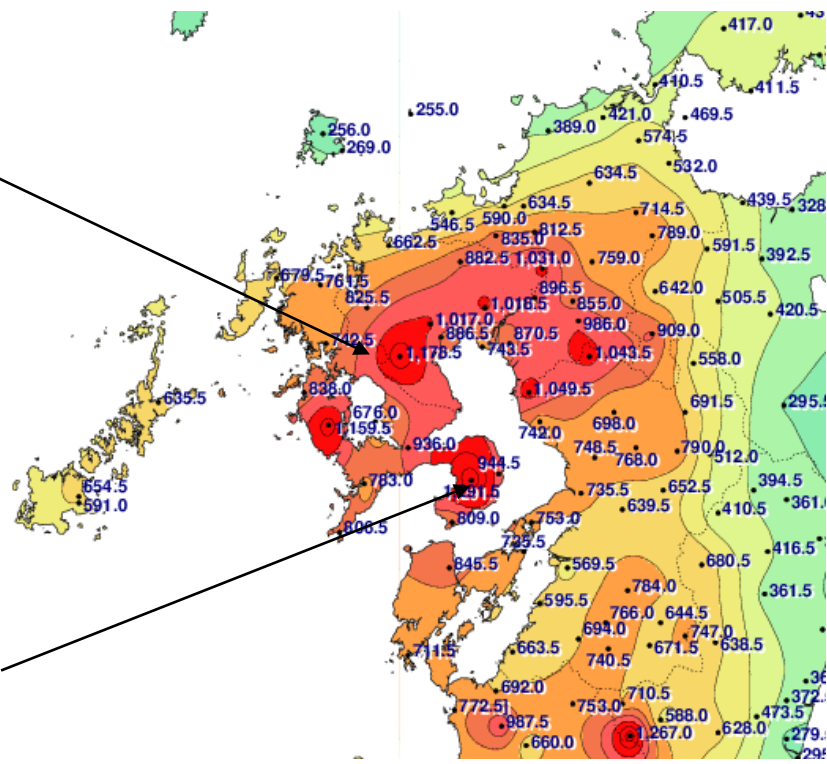
# 1.近年の気象災害と大雨の特徴

# 近年の気象災害（令和3年8月前線による大雨）

## 長崎県、福岡県、佐賀県に大雨特別警報

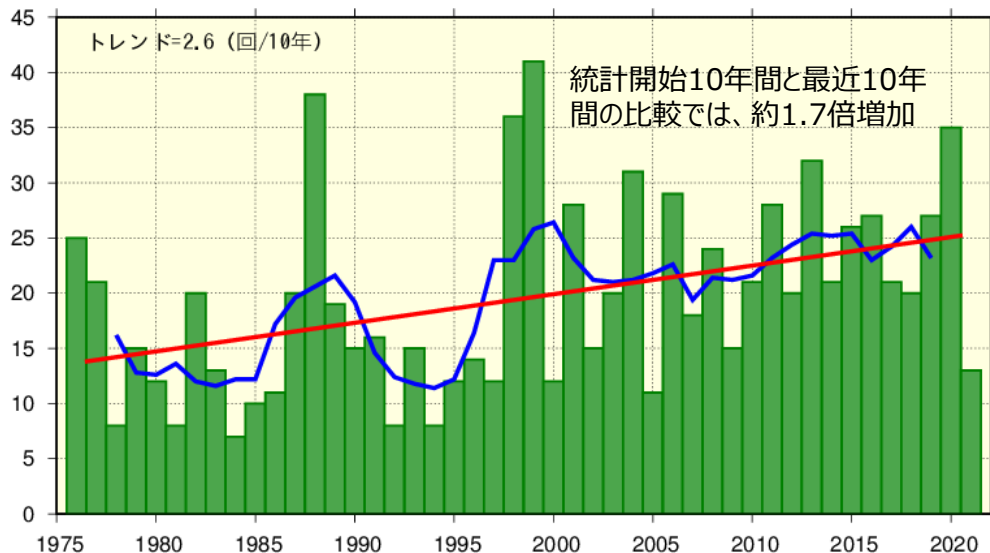
この大雨で、8月11日から19日までの期間降水量は、雲仙岳で1291.5ミリを観測するなど、有明海沿岸を中心とする複数の観測点で、8月の平年の月降水量の4倍以上となった。 **長崎県で死者5名、熊本県で死者1名**

地点名	実況値
鱈浦	35.0
巖原	207.5
美津島	114.5
芦辺	256.0
石田	269.0
平戸	679.5
松浦	761.5
佐世保	742.5
西海	838.0
有川	635.5
長浦岳	1159.5
大村	676.0
諫早	936.0
長崎	783.0
雲仙岳	1291.5
島原	944.5
福江	654.5
上大津	591.0
口之津	809.0
脇岬	806.5

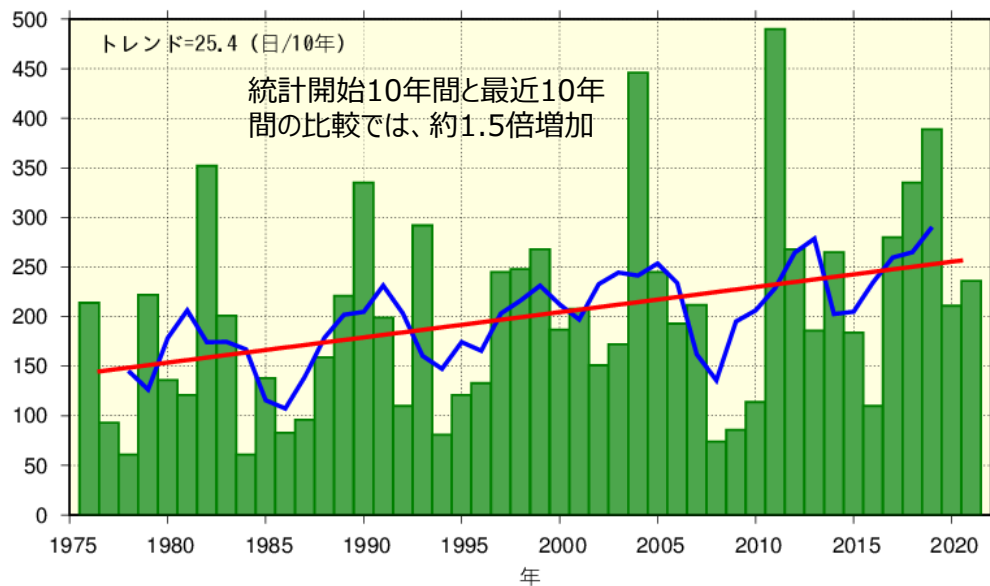


2021年8月11日00時～19日24時の総降水量分布

全国アメダス1時間雨量80ミリ以上の年間発生回数



全国アメダス日雨量200ミリ以上の年間日数



年によって回数にばらつきはあるが、  
**猛烈な雨やまとまった雨は  
全体的に増加傾向**

『**猛烈な雨**』

息苦しくなるような圧迫感がある。  
恐怖を感じる。



『**日雨量200ミリの雨**』

災害をもたらす大雨。  
長崎（気象台）の平年の8月のひと月分の  
雨量程度。

※青線：5年移動平均、赤線：長期変化傾向

## 2. 地域の災害特性を知る

気象災害には、起こりやすい場所がある

例

崖や溪流の近く

土砂災害

川の近くの低い場所

川があふれて浸水

海岸・堤防の近く

高波や高潮

都市部の地下街

大量の雨水で水没

地域の災害リスクを知る！



その地域の特性を知っているのか、知らないのかでは、いのちを守る行動に大きな差が生じる。ときには、それが生死を分けることにもつながる。

# 3.防災気象情報を知る



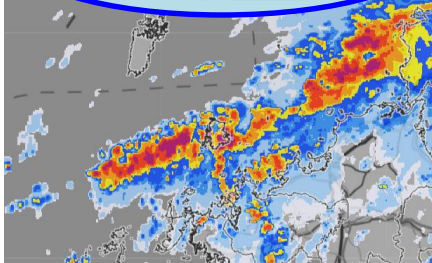
# 5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	キキクル (危険度分布)	相当する警戒レベル			
5	<b>命の危険 直ちに安全確保！</b> ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	<b>緊急安全確保</b> ※必ず発令される情報ではない	<b>大雨特別警報</b>	<b>災害切迫</b>	<b>氾濫発生情報</b> ※本明川のみ	5相当		
<警戒レベル4までに必ず避難！>								
4	<b>危険な場所から全員避難</b> ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	<b>避難指示</b> <b>第4次防災体制</b> (災害対策本部設置)	<b>土砂災害警戒情報</b>	<b>高潮警報</b>	<b>高潮特別警報</b>	<b>危険</b>	<b>氾濫危険情報</b> ※本明川のみ	4相当
3	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	<b>高齢者等避難</b> <b>第3次防災体制</b> (避難指示の発令を判断できる体制)	※ <b>大雨警報</b> <b>洪水警報</b>	高潮警報に切り替える可能性が高い <b>注意報</b>	<b>警戒</b>	<b>氾濫警戒情報</b> ※本明川のみ	3相当	
2	<b>自らの避難行動を確認</b> ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	<b>第2次防災体制</b> (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	大雨警報に切り替える可能性が高い <b>注意報</b>	<b>高潮注意報</b>	<b>注意</b>	<b>氾濫注意情報</b> ※本明川のみ	2相当	
1	<b>災害への心構えを高める</b>	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	<b>早期注意情報</b> (警報級の可能性)					

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当します。

## 雨量



今後の雨 (降水ナウキャスト-降水短時間予報)

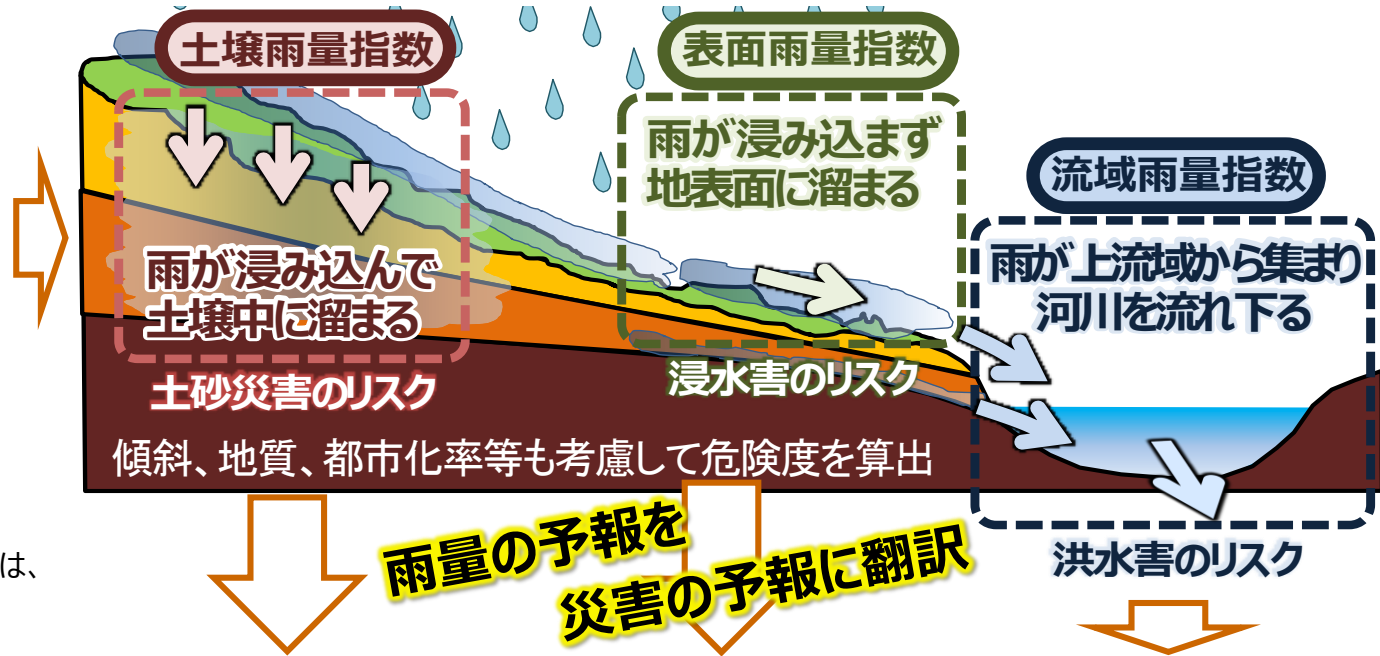
大雨の降っている場所は  
気象レーダーで把握可能

(しかし、災害の発生する場所・時間とは、  
必ずしも一致しない。)

災害危険度の高まりを  
視覚的に確認できるよう  
キキクル (危険度分布)  
を提供



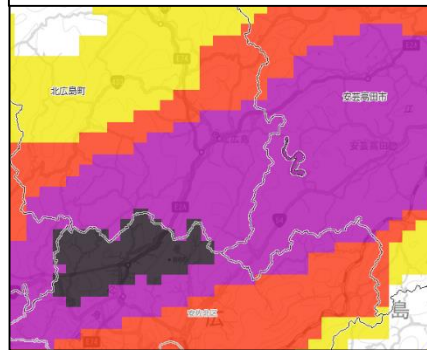
キキクル  
長崎県版



### 土砂災害

#### 土砂キキクル

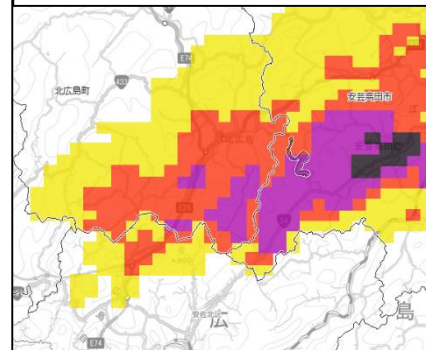
大雨警報 (土砂災害) の危険度分布



### 浸水害

#### 浸水キキクル

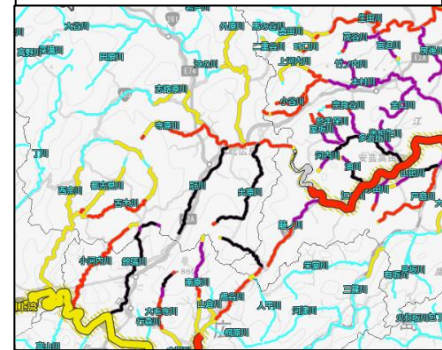
大雨警報 (浸水害) の危険度分布



### 洪水

#### 洪水キキクル

洪水警報の危険度分布

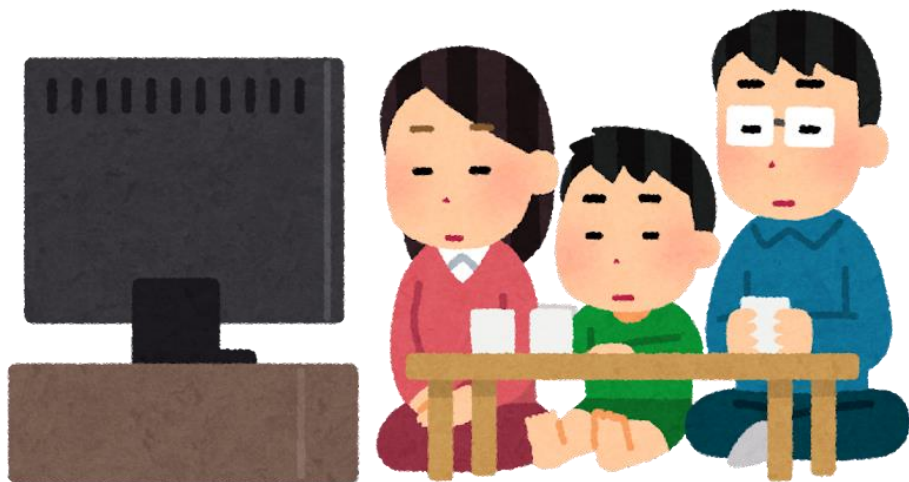


## 土砂災害警戒情報 警戒レベル4相当

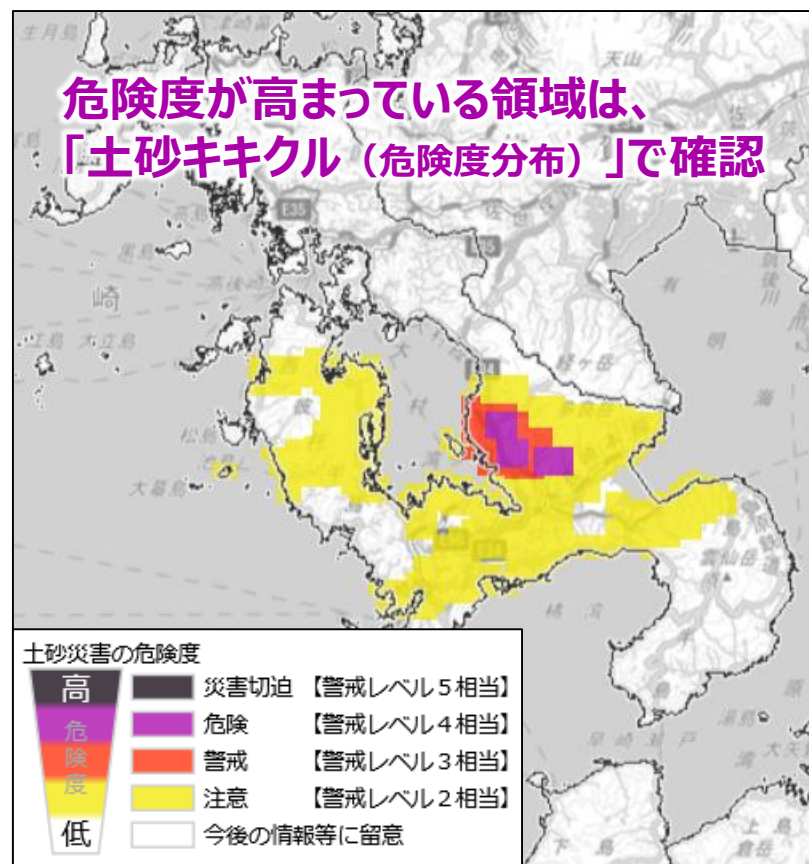
対象地域：□□市など市町村単位  
大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに発表。

たとえば

【速報】諫早市と大村市で土砂災害警戒情報を発表



そんな範囲の広い情報を言われても…  
自分たちはどうなの…



## 4. 気象情報の入手方法 (気象庁HPの利用)



あなたの街の防災情報
滋賀県
長浜市






[全国](#)
[滋賀県](#)
[長浜市の防災情報](#)

### 発表中の防災情報

- 土砂災害 [レベル4相当]
- 洪水 [レベル3相当]
- 浸水
- 雷

### 天気予報 (一覧表)

日付	今日 05日(金)	明日 06日(土)	明後日 07日(日)	08日(月)	09日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)
滋賀県	曇時々雨	曇時々晴	曇	晴時々曇	晴時々曇	晴時々曇	晴時々曇	晴時々曇
降水確率(%)	-/-/70/50	10/20/30/30	40	30	20	20	20	20
信頼度	-	-	-	B	A	A	A	A
彦根 最低/最高(℃)	- / 30	26 / 33	25 / 34	26 / 34	26 / 34	26 / 34	26 / 34	26 / 35

[2週間気温予報へ](#)

### 気象台からのコメント

2022年08月05日(金)11時46分

【現時点での防災気象情報の発表の見直しなど】

- ・ 高時川氾濫発生情報を発表中です。
- ・ 姉川氾濫危険情報を発表中です。
- ・ 長浜市に土砂災害警戒情報を発表中です。
- ・ 「大雨に関する滋賀県気象情報」を発表中です。下記のURLなどを参考に、最新の気象情報をご確認ください。
- ・ 長浜市に、5日夕方までを対象とした「大雨警報（土砂災害）」「洪水警報」を発表中です。
- ・ 上空の寒気や湿った空気の影響で大気の状態が不安定となっています。5日夜のはじめ

### 早期注意情報

滋賀県北部	5日		6日		7日	8日	9日	10日
	12-18	18-24	00-06	06-12				
大雨	[高]	[中]	-	-	-	-	-	-
暴風(雪)	-	-	-	-	-	-	-	-


気象情報

警報・注意報 (今後の推移)

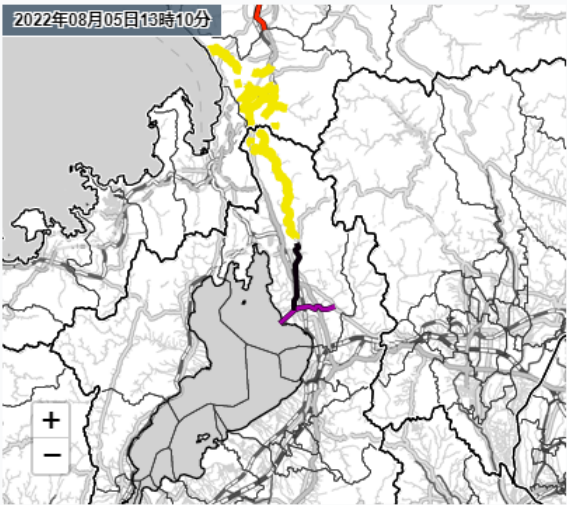
## 気象情報

滋賀県の府県気象情報	
タイトル	発表時刻
滋賀県気象情報 第8号 (図) PDF形式376KB	05日09時22分
大雨に関する滋賀県気象情報 第7号	05日08時53分
滋賀県気象情報 第6号 (図) PDF形式297KB	05日07時15分
滋賀県記録の短時間大雨情報 第1号	05日06時40分
大雨に関する滋賀県気象情報 第5号	05日05時46分
滋賀県竜巻注意情報 第2号	04日16時58分
大雨と突風及び落雷に関する滋賀県気象情報 第4号	04日16時39分
滋賀県竜巻注意情報 第1号	04日16時05分
滋賀県気象情報 第3号 (図) PDF形式345KB	04日13時44分
大雨と突風及び落雷に関する滋賀県気象情報 第2号	04日05時11分
滋賀県竜巻注意情報 第1号	03日16時13分
大雨と突風及び落雷に関する滋賀県気象情報 第1号	03日16時17分

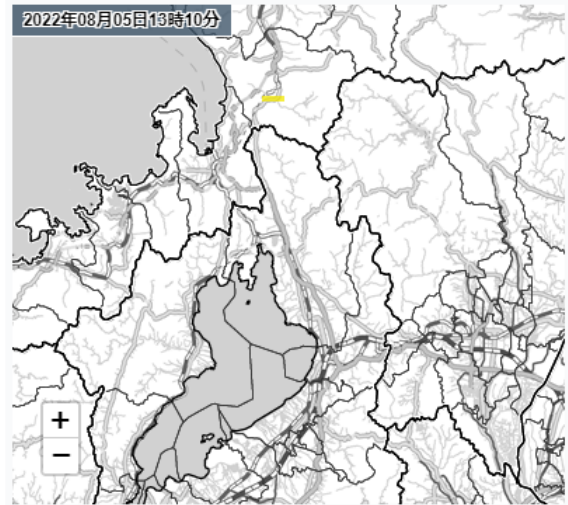
## 警報・注意報 (今後の推移)

長浜市	5日					6日				備考・ 関連する現象
	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	
大雨 (浸水)	40	40								浸水注意
大雨 (土砂災害)										土砂災害警戒
洪水										氾濫
雷										以後も注意報 突風

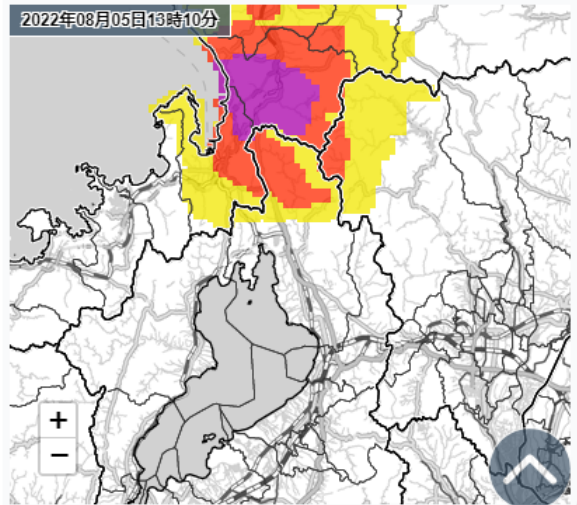
## 洪水キキクル (危険度分布)



## 浸水キキクル (危険度分布)



## 土砂キキクル (危険度分布)



カスタマイズを破棄する

気象庁 Japan Meteorological Agency | あなたの街の防災情報 | 長崎県 | **長崎市** | GPS UPDATE PRINT HELP ? | キーワード検索

全国 | 長崎県 | 長崎市の防災情報

発表中の防災情報

- 熱中症警戒アラート
- 強風
- 波浪
- 雷

天気予報 (一覧表)

日付	今日 01日(月)							08日(月)
長崎県	曇時々晴	曇時々晴	晴時々曇	曇時々晴	晴時々曇	曇時々晴	曇時々晴	晴時々曇
降水確率(%)	- / 30 / 20	20 / 20 / 20 / 20	30	30	20	30	30	20
信頼度	-	-	-	A	A	A	A	A
長崎 最低/最高(℃)	- / 33	27 / 33	26 / 34	26 / 33	26 / 32	27 / 32	26 / 32	26 / 33

お住いの市町を選択

気象台からのコメント

詳細については、「台風第6号に関する長崎県気象情報 第1

<早期注意情報>

1日 風:五島[中] (1日昼過ぎまで)

1日 浪:五島[中] (1日昼過ぎまで)

見たい要素を  
カスタマイズ

気象庁HP→防災情報 (黄色い絵)

国土交通省 気象庁 Japan Meteorological Agency

ホーム | 防災情報 | 各種データ・資料 | 地域の情報 | 知識・解説 | 各種申請・ご案内

防災情報 (黄色い絵)

天気 | キキクル (危険度分布) | 大雨・台風 | 地震・火山

被災地域



長崎県 | 長崎市の防災情報

タイトル

発表時刻

長崎市

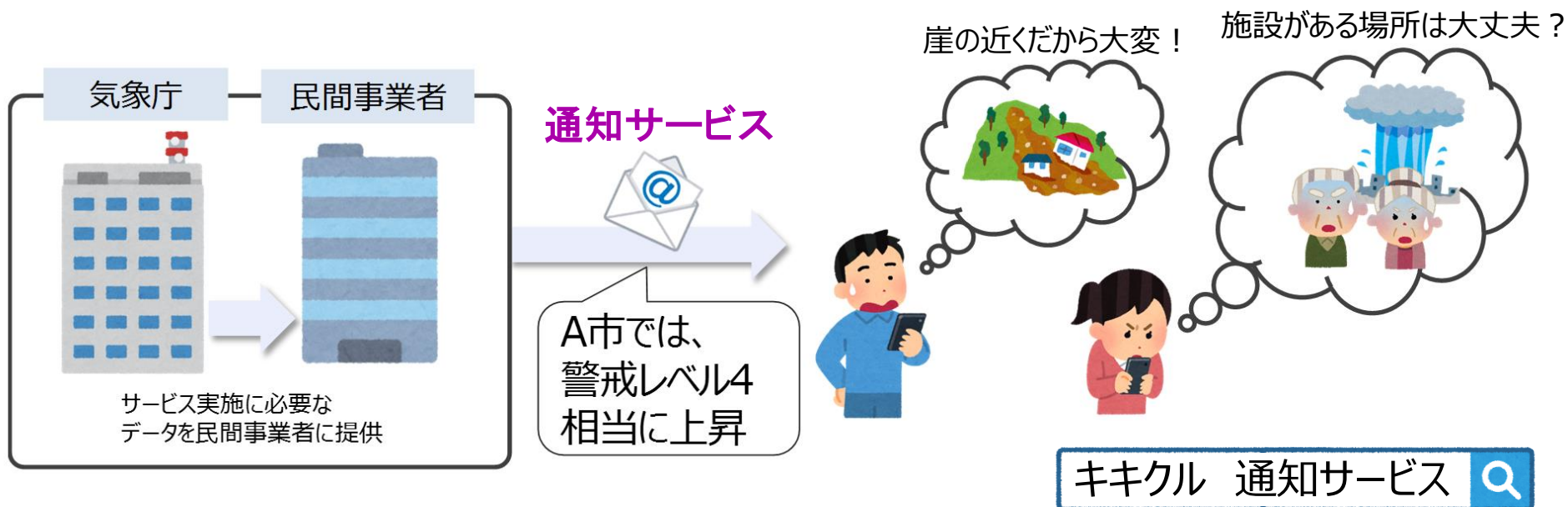
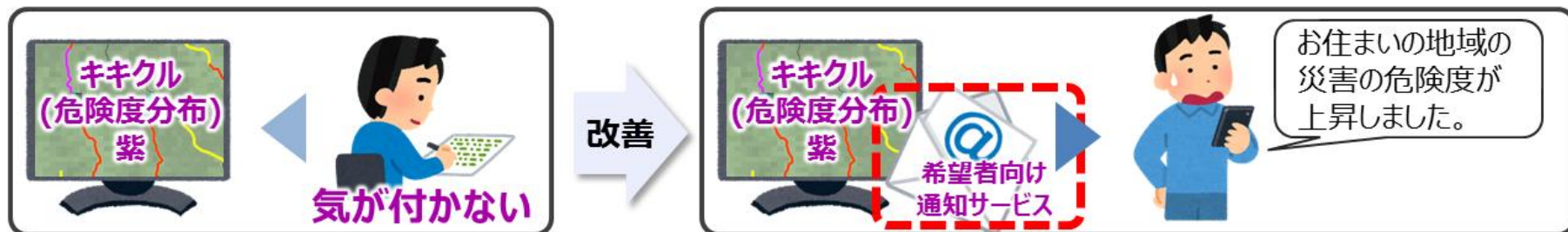
06-09 | 09-12 | 12-15 | 15-18 | 18-21 | 21-24 | 00-03 | 03-06 | 06-09 | 関連する現象

Settings icon (circled in red) | Home | Weather | Disaster | Alert | Other icons

カスタマイズを破棄する

# キキクルの通知サービスについて（紹介）

登録した地域のいずれかの場所でキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現したとき等※に通知します。



- ※ 危険度分布のほか土砂災害警戒情報、警報・注意報等の発表状況を10分毎に判定し、危険度が上昇したとき等に通知します。
- ※ 原則として市町村単位で通知します。ユーザーがあらかじめ選択した種類の災害の危険度が、当該市町村で初めて「危険」（紫）に到達した際等に通知します。
- ※ これらの通知タイミング等は、各社のアプリ等の仕様により異なる場合がありますので、詳しくは各社の説明をご覧ください。



ご清聴ありがとうございました。

- 気象台から「大雨（浸水）警報」が発表され、付近の浸水キキクルが赤色となっている場合  
【気象警報】気象庁→防災情報（上部タブ）→気象防災－気象警報・注意報  
→長崎県、お住いの市町を選択  
[https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area\\_type=offices&area\\_code=420000&lang=ja](https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=420000&lang=ja)
- 【浸水キキクル】気象庁→防災情報（上部タブ）→気象防災－キキクル－洪水  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/zoom:8/lat:33.312168/lon:129.699097/colordepth:normal>

- 気象台から「洪水警報」が発表され、付近の洪水キキクルが赤色となっている場合  
【気象警報】気象庁→防災情報（上部タブ）→気象防災－気象警報・注意報  
→長崎県、お住いの市町を選択  
[https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area\\_type=offices&area\\_code=420000&lang=ja](https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=420000&lang=ja)
- 【洪水キキクル】気象庁→防災情報（上部タブ）→気象防災－キキクル－洪水  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/zoom:8/lat:33.312168/lon:129.699097/colordepth:normal>
- （本明川のみ）河川の水位が避難判断水位に到達し、氾濫警戒情報が発表された場合  
【洪水予報】気象庁→防災情報（上部タブ）→気象防災－気象警報・注意報  
→長崎県、諫早市を選択  
[https://www.jma.go.jp/bosai/flood/#area\\_type=class20s&area\\_code=4220400](https://www.jma.go.jp/bosai/flood/#area_type=class20s&area_code=4220400)

- 長崎県と気象台の共同で土砂災害警戒情報が発表され、かつ付近の土砂キキクルが“紫色”となっている場合  
【長崎県気象情報】気象庁→防災情報（上部タブ）→気象防災－気象情報  
→九州北部地方→長崎県を選ぶ  
[https://www.jma.go.jp/bosai/information/#area\\_type=offices&area\\_code=420000&format=table](https://www.jma.go.jp/bosai/information/#area_type=offices&area_code=420000&format=table)
- 【土砂キキクル】気象庁→防災情報（上部タブ）→気象防災－キキクル－土砂  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/zoom:8/lat:33.312168/lon:129.699097/colordepth:normal>
- 気象台から「大雨（土砂）警報」が発表され、かつ付近の土砂キキクルが“赤色”となっている場合  
【気象警報】気象庁→防災情報（上部タブ）→気象防災－気象警報・注意報  
→長崎県、お住いの市町を選択  
[https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area\\_type=offices&area\\_code=420000&lang=ja](https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=420000&lang=ja)
- 【土砂キキクル】（上部に記載）
- 気象台から「記録的短時間大雨情報」が発表された場合  
【長崎県気象情報】（上部に記載）